

第3回 生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会

資 料

〈第5次生駒市総合計画(案)について〉

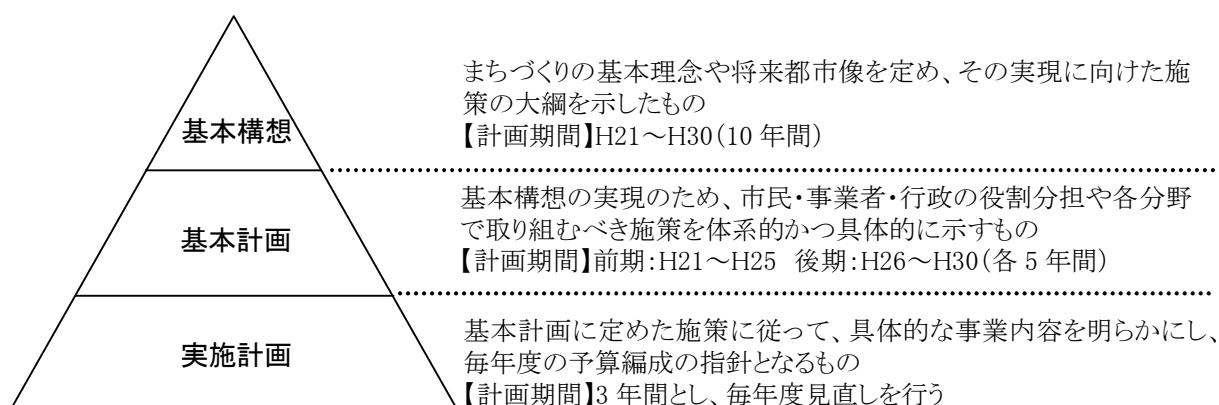
平成21年8月31日

第5次生駒市総合計画の概要

総合計画とは

総合計画は、本市が目指す将来の都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための基本指針であるとともに、市民、事業者、行政などの主体がそれぞれの役割を担いながら、まちづくりに取り組むための共通の目標となるものです。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。



[地方自治法 第2条第4項]

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

総合計画の策定の視点

総合計画は、策定の過程はもちろんのこと、策定後も将来にわたって市民や行政など多様な主体の協働の基盤となる共通指針であることから、次に掲げる視点で策定を進めてきました。

◎市民との協働による計画づくり

計画の策定段階で市民と行政が一体となって計画づくりを行う。なお、策定作業や内容については、随時ホームページ等で公開する。

◎わかりやすい計画

可能な限り数値化・具体化した目標や指標を掲げ、かつ、目標に対する市民や行政などのそれぞれの役割を示し、どういう状態をめざしているのか、そのために誰が何をすべきかということが誰にとってもわかりやすい計画をめざす。

◎実現性の高い計画

求められるまちづくりに対応する施策の選択と重点的な施策展開を図ることにより、実現性の高い計画とする。

◎進行管理を適切に実行できる計画づくり

総合計画の実効性を担保するため、計画に掲載されている施策・事業の進行管理を適切に実施するための仕組みを構築する。

基本構想案の概要

◎基本理念

総合計画に基づくまちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方を、次のとおり定めます。

市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援する）という考え方を基本とします。

持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

◎将来都市像

市民の力や地域の活動をまちづくりの推進力とし、人と人がつながることによって「ぬくもりあふれるまち」を築いていくこと、また、大都市近郊にあり、学研都市に位置づけられているという本市の立地を活かしながら、市内の経済活動の活性化を図り「活力あふれるまち」を築いていくことを目指し、将来都市像を

市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒

と掲げます。また、この将来都市像を実現するために、まちづくりの目標を次のように定めます。



まちづくりの目標

- I 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
- II 子育てしやすく、だれもが成長できるまち
- III 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
- IV いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
- V 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

第5次生駒市総合計画の策定までの過程

<p>平成18年12月 ～平成19年1月</p>	<p>まちづくりに関するアンケート調査の実施</p> <p>◎対象：①市内在住の20歳以上の方／3,000人 【有効回収数】1,450【回収率】48.3% ②市内在住の各種審議会、地域団体の代表者等／200人 【有効回収数】146【回収率】73.0%</p>
<p>平成19年10月 ～平成20年2月</p>	<p>生駒市の新しい総合計画を考える市民会議</p> <p>◎委員 41名：市民委員（公募） 28名 市職員委員 13名</p> <p>◎会議 22回：全体会 2回 分野別部会 20回（4部会×5回）</p>
<p>平成20年3月 ～平成21年5月</p>	<p>生駒市総合計画審議会</p> <p>◎委員 18名：議会の議員 3名 学識経験者 6名 団体代表 3名 公募市民 6名</p> <p>◎会議 24回：全体会 9回 専門部会 15回（3部会×5回）</p>
<p>平成21年2月 ～3月</p>	<p>「第5次生駒市総合計画 基本構想（案）・基本計画（案）」に対するパブリックコメントの実施</p> <p>◎意見募集期間：平成21年2月13日（金） ～平成21年3月14日（土） [30日間]</p> <p>◎公表方法：①市ホームページ ②公共施設への備付け（7箇所）</p> <p>◎意見募集の結果：意見提出者数 4人 意見提出件数 延べ14件 意見提出内容の内訳 ・基本構想（案） 4件 ・基本計画（案） 8件 ・計画全般・その他 2件</p>
<p>平成21年5月8日</p>	<p>生駒市総合計画審議会から市長へ答申</p>

第5次生駒市総合計画に係る「審議会答申」と「市案」との比較(修正点)

【基本構想】

ページ	箇所	生駒市総合計画審議会 答申	生駒市案	修正理由
17	第5章 施策の大綱 4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (3)医療サービスの充実	少子化や高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、地域完結型の医療体制を構築するとともに、24時間体制の救急医療の充実を図り、誰もが安心して受けられる医療サービスを提供します。	少子化や高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、 新しく設置する市立病院を中核として 地域完結型の医療体制を構築するとともに、24時間体制の救急医療の充実を図り、誰もが安心して受けられる医療サービスを提供します。	市内に不足する小児科の二次医療や二次救急医療に対応するためには、市立病院の設置が不可欠であるとともに、市立病院が中核的な存在となって地域完結型の医療を推進していくという認識のもと、その内容を追記。

【基本計画】

ページ	小分野	箇所	生駒市総合計画審議会 答申	生駒市案	修正理由
62	公共交通	行政の取組	—	● 市民や交通事業者、行政などで構成する組織を設置し、市内の公共交通のあり方について検討を進めます。 (新規追加)	今年度から市内の公共交通のあり方について検討を進めていくことから、その内容を追記。
66	環境保全活動	支援する取組	—	● 市民、事業者、行政で構成する環境基本計画推進組織を設立し、計画に基づく事業を円滑に推進します。 (新規追加)	今年度に新環境基本計画を推進するための組織を設立することから、その内容を追記。
66	環境保全活動	現状と課題	……啓発活動等を実施しています。 このように、深刻化する環境問題に取り組むためには、市民や事業者、行政といった各主体間の協働が重要となってきています。	……啓発活動等を実施しています。 また、平成21年3月に新環境基本計画を定め、新しい協働の取組が始まりました。 このように、深刻化する環境問題に取り組むためには、市民や事業者、行政といった各主体間の協働が重要となってきています。	時点経過により、事実 に即した内容を追記。
86	医療	行政の取組	—	● 地域の医療連携の中核となる市立病院を設置します。 (新規追加)	市内に不足する小児科の二次医療や二次救急医療に対応するためには、市立病院の設置が不可欠であるとともに、市立病院が中核的な存在となって地域完結型の医療を推進していくという認識のもと、その内容を追記。

第5次生駒市総合計画

基 本 構 想

生 駒 市

目次

はじめに（策定の趣旨）	1
第1章 基本理念	2
第2章 第5次生駒市総合計画の構成と期間	3
第3章 第5次生駒市総合計画策定の背景	4
1 社会環境の変化	4
2 生駒市の沿革と特性	6
3 生駒市にとっての主要課題	8
第4章 生駒市の将来都市像	10
1 将来都市像とまちづくりの目標	10
2 人口フレーム	11
3 都市整備の方針	12
第5章 施策の大綱	14
1 市民が主役となつてつくる、参画と協働のまち	14
2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち	15
3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち	16
4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち	17
5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち	19

はじめに(策定の趣旨)

近年、少子・高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、情報化や国際化の進展など、社会経済環境の構造的な変化が進んでいます。また、「経済的な豊かさ」から、ゆとり・うるおいなどの「心の豊かさ」志向へと社会が変化してきた中で、市民が行政に求めるニーズは増大するとともに、高度化・複雑多様化しています。

地方分権の進展により政策の自己決定・自己責任が基本となる中、高齢化等に伴う税収の伸び悩みや社会保障経費の増大、三位一体の改革による依存財源の減少などにより、地方自治体の財政運営は厳しさを増しています。本市においても、都市の発展を支えてきた住宅地において高齢化が急速に進展し、税収が伸び悩む状況にあります。

さらに、行政だけが都市経営を担うという従来型の進め方を継続することは困難となっており、真の地方分権を実現するためには、市民が主体的にまちづくり^(注)に参画するための明確なルールを市民合意の下で確立し、そのルールに基づき、市民や行政などがそれぞれの役割を担いながら、協働して進めていくことが求められています。

本市においては、平成22年度を目標年次として第4次生駒市総合計画に基づくまちづくりを進めてきましたが、予測を上回る急速な社会経済環境の構造的な変化への対応とともに、学研高山地区第2工区の計画見直しをはじめとする市が有する地域課題への対応や市民の意向を踏まえた計画的な取組が急務であることから、第5次生駒市総合計画を前倒しし、市民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として策定することとします。

(注)「まちづくり」とは

生駒市をよりよいまちにするため、市民・事業者・行政が取り組む様々な活動の総称として用います。

第1章 基本理念

本計画に基づくまちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方を、次のとおり定めます。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援する）という考え方を基本とします。

(3) 持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

第2章 第5次生駒市総合計画の構成と期間

第5次生駒市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つから構成するものとし、その内容と計画期間は次のとおりとします。

なお、本計画書は「基本構想」と「基本計画（前期）」で構成し、「基本計画（後期）」と「実施計画」は別途定めることとします。

1 基本構想

基本構想は、長期的な展望にたって、総合的かつ計画的にまちづくりを行う指針となるもので、まちづくりの基本理念や将来都市像を定め、その実現に向けた施策の大綱を示します。

【計画期間】平成21～30年度（2009～2018年度）

2 基本計画

基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの理念と将来都市像を実現するため、市民・事業者・行政の役割分担や各分野で取り組むべき施策を体系的かつ具体的に示すものです。

なお、今後の社会環境の変化に対応していくため、計画期間は5年間とし、中間見直しを行った上で後期計画を策定することとします。

【計画期間】前期：平成21～25年度（2009～2013年度）

後期：平成26～30年度（2014～2018年度）

3 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策に従って、具体的な事業内容を明らかにし、毎年度の予算編成の指針となるものです。

計画期間は3年とし、毎年度見直しを行うこととします。

第3章 第5次生駒市総合計画策定の背景

1 社会環境の変化

第5次生駒市総合計画策定の背景となる主な社会環境の変化としては、次のようなことがあげられます。

(1) 少子・高齢化の進行

わが国は平成17年に人口減少局面に入ったとされます。合計特殊出生率^{※1}は、晩婚化と未婚化、最近では夫婦出生児数の減少も加わって、ほぼ一貫して減少を続けており、奈良県では平成19年には1.22となっています。これは、全国47都道府県の中でも4番目に低い水準にあります。

また、わが国の高齢化率は平成19年には21.5%ですが、平成32年(2020年)には29.2%に達すると推計されており、奈良県においては全国より早いスピードで高齢化が進むものと見込まれています。

(2) 社会保障制度の改革

少子・高齢化が進む中、社会保障制度の維持・充実が重要となっています。

平成12年に介護保険制度がスタートしましたが、今後も介護ニーズや利用者の増大が見込まれ、自治体財政への影響が懸念されます。障がい者福祉については、平成18年から障害者自立支援法が施行されていますが、利用者負担の増大などが課題となっており、制度の見直しが行われる可能性があります。

医療保険については、高齢化に伴う医療需要の増大などに対応するため、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の創設など、医療制度の見直しが進められています。

(3) 地球環境問題の深刻化

世界では、ほとんどの地域が地球温暖化の影響を受けており、異常気象の頻発、気候システムの急変、地球規模での水不足の深刻化、農業への打撃、感染症の増加など、地球の平和と安全にとって大きな脅威となりつつあります。

平成9年の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3 温暖化防止京都会議)において京都議定書が合意されてから10年がたち、平成20年から第1約束期間が始まり、様々な主体が取組を始めています。

わが国の二酸化炭素の排出状況を見ると、民生部門(業務その他、家庭)、運輸部門は大幅に増加しており、これらの部門における取組の推進が必要とされています。

(4) 教育の方向性を見直し

わが国の教育制度は、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、学力低下、学校におけるいじめ、不登校、教育への信頼の低下、家庭教育のあり方など、様々な課題を抱えています。これらの状況を踏まえ、平成18年に約60年ぶりに教育基本法が改正されました。

また、地方分権改革の中、市町村教育委員会の裁量が拡大し、地域の状況を踏まえた独自の学校教育への取組が求められています。

※1 合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

(5)安全・安心への不安の高まり

阪神・淡路大震災の発生は大きな犠牲と教訓をもたらしましたが、21世紀前半には紀伊半島に大きな被害をもたらす東南海・南海地震が発生する可能性が高いとされており、大規模災害発生への不安は高まっています。

また、わが国の刑法犯の認知件数は、昭和40年代の約2倍近くの水準にあり、厳しい状況にあります。特に、情報通信ネットワークの発展に伴い、サイバー犯罪^{※2}やインターネット上でのトラブル等は増加傾向にあり、犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にあります。

さらに、食の安全・安心をおびやかす様々な問題が発生し、国民の不安が高まっています。

(6)若年層や子育て世代における雇用問題

企業等の多様な雇用形態や労働者の就業形態への意識の変化など、わが国の労働環境は時代とともに変化してきました。こうした状況の中、特に若年層におけるパート・アルバイトや派遣などの非正規雇用は引き続き増加し、所得格差の拡大化など社会問題となっています。また、年齢階級別での週労働時間が60時間以上の者の割合は、子育て世代(25～34歳、35～44歳層)において、他の年齢を上回っています。

これら若年層の厳しい雇用情勢、子育て世代の長時間労働は少子化の傾向にも影響を及ぼしているとされています。また、共働き世帯の増加は、保育などの行政サービスへのニーズを高める要因にもなっています。

(7)地域コミュニティの変化

都市化の進展、ライフスタイルの変化、共働き世帯・単身世帯の増加などにより、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化、地域コミュニティ活動の活力低下などの状況が見られるようになってきました。

一方、阪神・淡路大震災を契機として市民によるボランティア活動が活発化するとともに、子どもたちを守る活動など地域住民が力をあわせた取組も各地で見られるようになってきました。

(8)地方自治制度の改革

地方分権改革をより一層推進していくため、平成18年に地方分権改革推進法が成立し、国と地方との役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与や国庫補助負担金の廃止・縮小等に向けた検討が進められています。また、道州制や大都市制度の見直しなど、地方自治のあり方について様々な面から検討が進められています。

国・地方とも危機的な財政状況にあり、地方財政の借入金残高は、平成20年度末で197兆円と見込まれています。地方分権改革の一環として平成15年から「三位一体の改革」が進められてきましたが、その結果、大部分の自治体においては財源が減少し、自治体間の財政力格差が拡大するなどの影響があらわれています。

※2 サイバー犯罪:インターネットなどのコンピュータ技術を利用した詐欺や悪質商法、不正アクセスなどの犯罪のこと。

2 生駒市の沿革と特性

生駒の沿革（歴史）を踏まえつつ、本市の特性となる事項をまとめました。

（1）恵まれた自然と歴史文化

本市は、東西約7.8km、南北約14.9kmと南北に細長い形をしています。西に生駒山地、東に矢田丘陵と西の京丘陵が位置し、公園等の緑地や農地も多く、緑に包まれた住宅都市としての特性をもっています。

また、大和川水系の富雄川・竜田川と淀川水系の山田川・天野川が流れており、これらの河川がうるおいのある水辺空間を形成するとともに、大阪平野を流れる二つの一級河川に共通の水源地となっています。

生駒の歴史は古く、約3000年前から人々の生活が営まれていたと思われます。弥生中期以降の遺跡が残っており、市内には、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜など、古くから伝わる多くの歴史文化資源があります。

（2）大阪近郊の住宅都市としての発展

大正3年に生駒トンネルが貫通し、大阪～奈良間に鉄道が開通したことは、本市の発展の大きな契機となりました。その後、昭和2年には生駒から王寺までの鉄道（現在の近鉄生駒線）も開通しました。

昭和30年代から高度成長に伴って、大阪近郊の住宅都市として、丘陵地等における新たな住宅地開発が進むようになりました。昭和39年には新生駒トンネルが貫通し、昭和43年に東生駒駅が新設されるなど、大阪への所要時間は一層短縮され、住宅都市として本市の人口は増加を続けました。

昭和51年には人口5万人を超え、平成2年には人口10万人を超えて、県下第3の都市に成長しています。

近年においては、少子・高齢化等の影響により、人口規模は横ばいで、団塊の世代が多く入居している住宅地における高齢化の進展などが課題となっています。

（3）利便性の高い交通網

鉄道交通については、近鉄生駒駅を中心に、近鉄奈良線・生駒線・東大阪線（現在は「けいはんな線」の生駒駅～長田駅区間）、生駒鋼索線（生駒ケーブル）が整備されており、加えて平成18年3月には市北部地域及び学研都市へのアクセスとして生駒駅と学研奈良登美ヶ丘駅間に「けいはんな線」が開業、さらに平成21年3月には「阪神なんば線」が開通し、近鉄奈良線を利用して阪神三宮駅まで乗り換えなしで行けるなど、鉄道交通の利便性はさらに高くなりました。近鉄生駒駅から大阪市中心部の近鉄大阪難波駅までは20分、地下鉄本町駅までは26分、阪神三宮駅までは1時間強、奈良市中心部の近鉄奈良駅までは14分で到達することができます。

また、東西方向の3本の広域幹線道路（国道163号、阪奈道路、第二阪奈有料道路）を中心に道路網が整備されており、高速道路網を活用することによって、生駒市内から大阪中心部まで約20分、関西国際空港まで約1時間で行くことができます。

(4) 伸び悩む経済活動

本市は、低層住宅を中心とした質の高い住宅都市として発展してきたため、他市に比べて住民の所得は高い水準にありますが、今後は住民の高齢化等に伴い、これまでのような住民税を中心とする税収の伸びが期待できない状況となっています。

一方、交通利便性が高いこと等を背景として、市民の購買力が大阪市等の市外へ流出しているため、商業販売額は低い水準にあります。また、広域道路交通網の利便性の高さや、関西文化学術研究都市に位置づけられているにもかかわらず、域内道路等のインフラ^{※1}整備が十分ではないこともあり、工業や業務機能の集積はきわめて乏しいという状況にあります。

(5) 新たな街づくりへの取組

本市においては、昭和53年に世界に先駆け、完全双方向映像情報システム（H i - O v i s）の実験放送が開始され、これを受けて、昭和63年に全国で2番目となる都市型CATV（KCN）^{※2}が放送を開始し、先進的な地域情報化基盤を活用した街づくりが進められてきました。

また、北部の高山地区においては、国家的なプロジェクトである関西文化学術研究都市の建設が進められており、平成3年に奈良先端科学技術大学院大学が設置され、平成6年には学研都市全体のまちびらきが行われましたが、その後景気の低迷等に伴い、学研都市の建設がスローダウンしています。

そのような状況の中、学研高山地区第2工区については、住宅中心の開発計画を見直す方向での検討が進められています。

※1 インフラ：インフラストラクチャーの略語で、道路や上下水道、公園など生活や産業などに必要な基盤として整備される施設のこと。

※2 CATV(KCN)：ケーブルテレビのこと。KCN＝近鉄ケーブルネットワーク株式会社

3 生駒市にとっての主要課題

これからの本市のまちづくりにおいて主要な課題となっている事項は次のとおりです。

(1) 安心できる暮らし・子育て環境の確保

○ いつまでも安心できる暮らし

高齢者・障がい者福祉の充実、医療サービスの充実、市民の健康づくり・生活習慣病^{※1}対策などによって、誰もがいつまでも安心して暮らせること。

○ 子育てしやすい環境

家庭における子育てへの支援、多様な保育ニーズへの対応、特色ある学校教育の充実などによって、子育てしやすい環境を整備し、子育て世代の定住を促すこと。

○ 人権の尊重

人権意識の一層の高揚、固定的な性別役割分担意識^{※2}の払拭、多文化を認め合う社会の構築などによって、すべての人の基本的人権が尊重されること。

○ 安全・安心の確保

震災等の大規模災害対策の充実、消防・救急体制の強化などによって、危機管理能力を高め、安全・安心を確保していくこと。また、地域での防犯に対する取組の強化や消費者保護対策などにより、子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者が犯罪に巻き込まれにくくするための環境を整備すること。

(2) 環境との共生

○ 自然環境の保全

土地利用の基本方針として、本市の魅力である緑や水の自然環境を保全・再生し、人と自然が共生できること。

○ 循環型社会の構築

環境負荷を軽減した資源循環型社会の構築に向け、省資源・省エネルギーの観点から市民のライフスタイルや事業者・行政の活動の見直しを促進するとともに、廃棄物の減量化・再資源化を進めていくこと。

(3) 都市基盤の整備

○ 計画的な土地利用に向けての取組

都市活力の基盤となる土地利用に向け、学研北生駒駅周辺地区、北田原準工業地域、学研高山地区第2工区等における計画的な土地利用を促進すること。また、魅

※1 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。

※2 性別役割分担意識：男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」という、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。

※3 合併処理浄化槽：台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

力的な住宅都市を実現するために開発行為に対する適切な指導を行うこと。

○ **交通ネットワークの整備**

公共交通拠点へのアクセス道路の整備、南北方向の交通網の強化、市街地の生活道路の整備などによって、総合的な交通ネットワークを整備すること。

○ **汚水処理のための基盤整備**

公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道計画処理区域外の地域等においては合併処理浄化槽^{※3}の設置を促進すること。

(4) 産業活動の活性化

○ **経済循環構造の構築**

魅力ある商業の集積により市外に流出している購買力を市内に吸引すること、農産物における「地産地消^{※4}」の推進、「市内で働く場所」の創出などにより、経済活動における循環構造を構築すること。

○ **企業や研究所の立地促進**

学研都市に位置づけられているという立地を活用し、学研高山地区や北田原工業団地等への企業・研究所の立地を促進し、学術研究機能と連携した産業振興を推進すること。

(5) 地方分権時代に対応した行財政運営体制の構築

○ **行政運営の透明性の向上**

市民に対する積極的な情報提供により、市民の行政への信頼や関心を高めるとともに、市民のまちづくりへの参加を促進していくこと。

○ **協働の推進**

自治会をはじめとした地域コミュニティ活動や、ボランティア、NPO^{※5}等の市民活動の活性化を支援するとともに、行政によるまちづくりのコーディネート機能を強化し、市民と行政のパートナーシップ^{※6}に基づく協働のまちづくりを推進すること。

○ **効率的・効果的な行財政運営**

行政コストの削減、税収の確保等による健全な財政運営を実現するとともに、限りある行政資源・財源の配分を考慮した行政運営を行うこと。

※4 地産地消:「地元生産ー地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを、地元で消費するという意味で使われる。

※5 NPO: Non Profit Organization(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の略。営利を目的とせず、社会的使命の実現を目的とする民間組織のことで、「民間非営利組織」と呼ばれている。「特定非営利活動促進法(NPO 法)」に基づいて認証を受け、設立登記をした団体が「NPO 法人」。

※6 パートナーシップ: 違った立場の組織や人が、それぞれの役割を自覚しつつ、互いの立場を尊重しながら、課題の解決に向けて協力関係にある状態を指す。

第4章 生駒市の将来都市像

1 将来都市像とまちづくりの目標

生駒市は緑豊かな自然環境に恵まれながら、大都市へのアクセスが優れた交通利便性の高い、関西を代表する良好な住宅都市として発展してきました。

今後は、この住宅都市という基本的な方向性をしっかりと受け継ぎながら、少子・高齢化、さらには人口減少社会の到来や、地球環境問題の深刻化、安全・安心への不安の高まりという厳しい社会環境においても、いつまでも住み続けたいと思えるまちを築いていきたいと考えています。

まちづくりの主役は市民です。本市には様々な能力や経験をもった市民がたくさんおられます。市民自治の原点に立ち返って、市民の力や地域の活動をまちづくりの推進力とし、人と人がつながることによって、安全・安心、教育や環境など様々な場面で「ぬくもりあふれるまち」を築いていくことを目指します。また同時に、大都市近郊にあり、学研都市に位置づけられているという本市の立地を活かしながら、市内の経済活動の活性化を図り、さらにワークライフバランス^{*1}の観点にも配慮しつつ、若者や子育て・勤労世代にとって魅力のある「活力あふれるまち」を築いていくことを目指します。そして、可能な限り将来世代に負担を積み残さず、無駄を省き、資源を大切に持続可能なまちづくりを進めていきます。

このような考え方から、本市の将来都市像を次のように掲げます。

【将来都市像】

市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒

さらに、この将来都市像を実現するために、まちづくりの目標を次のように定めます。

【まちづくりの目標】

- I 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
- II 子育てしやすく、だれもが成長できるまち
- III 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
- IV いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
- V 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

^{※1} ワークライフバランス:「仕事と生活の調和」と訳され、人生の各段階において、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など)との調和がとれている状態を指す。

2 人口フレーム

(1)人口フレーム設定の基本方針

本市における過去の人口動態を踏まえつつ、今後の少子・高齢化の進展を想定し、さらに、本市における住宅開発計画や子育て・勤労世代の定住を促すための政策的な取組を総合的に考慮して、人口フレームを設定します。

(2)総人口と世帯数の推移

総合計画（基本構想）の目標年次である平成30年（2018年）における総人口については、計画期間中の新たな住宅開発や政策的な取組によって社会動態（転入・転出の差）がプラスで推移することを想定し、現状の人口規模から微増した水準のおおむね121,000人^(注)とします。

なお、今後社会動態がゼロ（転入と転出が均衡）で推移すると、少子化の影響で計画期間の当初から自然動態（出生・死亡の差）がマイナスに転じるため、本市の総人口は次第に減少していくことが見込まれます。

世帯数については、核家族化や世帯分離、高齢化等の影響により今後増加が見込まれるため、おおむね46,000世帯^(注)とします。

(3)年齢別人口構成の推移

本市においては今後急速に高齢化が進展する状況にあり、平成20年（2008年）において19.0%の老年人口比率（65歳以上）は、平成30年（2018年）において26.1%となる見込みです。

また、年少人口比率（14歳以下）は、上記の期間において、14.5%から12.2%へ減少、生産年齢人口比率（15～64歳）は、66.6%から61.8%へ減少する見込みです。

(注) 本計画で想定する総人口及び世帯数の中に、学研高山地区第2工区への転入等は含まれません。

3 都市整備の方針

(1) 都市構造の基本的な考え方

①都市拠点・地域拠点^{※1}

本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺地域を中心としつつ、隣接する東生駒駅周辺地域と一体となった都市拠点を形成し、生駒駅前北口再開発事業等によって様々な都市機能の集積を図ります。

また、生駒市は南北に長い都市であることを考慮し、住民の利便性を高めるため、北地区の地域拠点を近鉄けいはんな線各駅周辺地域に、南地区の地域拠点を近鉄南生駒駅周辺地域にそれぞれ位置づけます。

②ネットワークの形成

道路整備等により南北方向のネットワークの強化を図り、都市拠点を中心とする市内の総合的な交通ネットワークによる都市軸^{※2}を形成します。

また、地形的には、周囲を緑豊かな山地・丘陵に囲まれ、その間を流れる富雄川と竜田川の二つの水系が南北方向の軸となる都市構造になっているため、自然環境を活用した、うるおいのある緑水軸を形成します。

(2) 土地利用の方針

「自然と都市機能が調和した、住みやすいまち」をつくるため、緑地等の自然環境・景観の保全と活用を推進し、新たな住宅地等の開発については、高層・高密度の開発を抑制し、自然環境との調和や良好な景観の創出を図ることを土地利用の基本方針とします。

既存の市街地においては、生駒山などの自然環境や景観との調和を図りつつ、低層住宅を主体としたゆとりある居住環境の維持・向上を目指します。

商業・業務地や駅周辺等の高度利用を図るべき区域については、都市の活性化という観点から適切な土地利用の配置・誘導を図ります。また、学研高山地区第2工区については、地域の状況や社会経済環境、関係者の意向等を踏まえて、「自然環境との共生」を軸とした適切な土地利用の配置・誘導に努めます。

農地や既存集落などの田園地帯については、人の食を支える場所として、都市近郊型農業の振興を図るとともに、ゆとりとうるおいを醸し出す貴重な緑地空間として保全・創出を図ります。

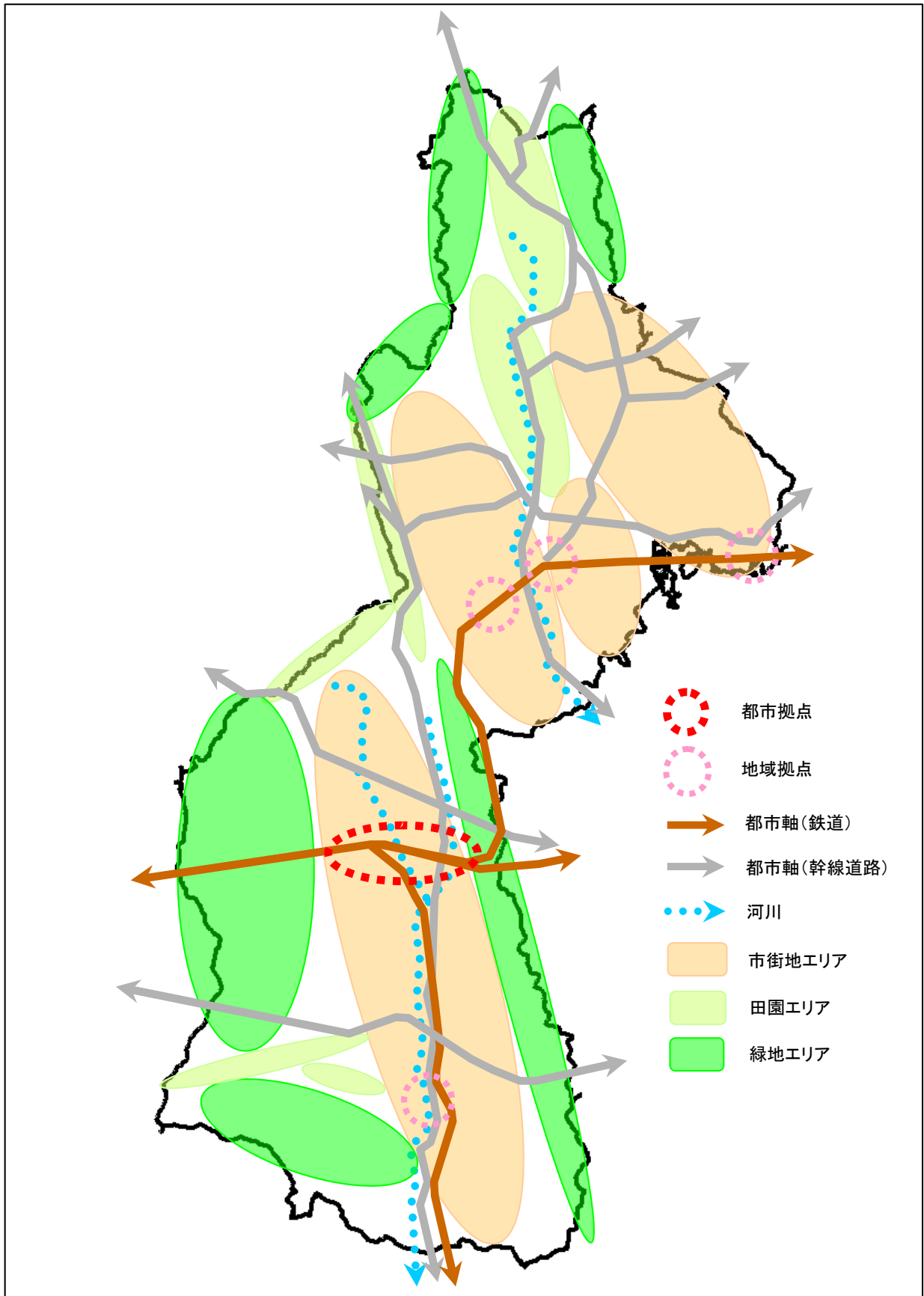
生駒市のシンボルである生駒山地や矢田丘陵・西の京丘陵などの緑地については、自然環境の保全を基本としつつ、市民のやすらぎ・うるおいの空間としての活用を図ります。

※1 都市拠点:交通や行政をはじめ、市民の日常生活に重要な機能を提供する、本市の中心となる拠点

地域拠点:南北に長い都市構造を考慮し、都市拠点に準ずる機能を備えた拠点

※2 都市軸:鉄道や幹線道路など、市内外の交通を支える都市機能の根幹をなす軸

都市構造・土地利用イメージ図



第5章 施策の大綱

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち

(1) まちづくりにおける市民の参画と協働

まちづくりのすべての分野において、施策・事業の計画段階から実施段階に至るまで、様々な市民参画の機会を確保するとともに、市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に関わることで、協働によるまちづくりを推進します。また、情報公開の推進により、市民との情報共有を図りながら、透明性の高い行政運営を行います。

(2) 地域活動・市民活動の活性化

誰もが身近に感じられ、気軽に、楽しく参加できる自治会をはじめとした地域コミュニティ活動を促進し、ずっと住み続けたいと思う地域社会をつくります。また、まちづくりの担い手として期待されるボランティア、NPO^{*1} 団体などの多様な市民活動を支援します。

(3) 人権の尊重

すべての市民の人権を保障するため、人権教育・人権啓発、人権相談などの充実により、人権尊重のまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域、職場等のあらゆる分野において男女の共同参画を推進するとともに、多文化が共生し、外国人も安心して暮らせる環境を整備します。

(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

市民の参画と協働による行財政改革を進め、各種財政指標の維持・改善を図りながら、健全で計画的・効率的な行財政運営を行うとともに、効果的な投資の見極めを行い、施策の成果を意識した行政サービスを提供します。また、職員の意識改革や能力向上を推進します。

*1 NPO:9 ページ参照

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち

(1) 子育て支援の充実

生駒の地域社会を担う子どもたちの健やかな成長と子育てを支援するため、母子保健医療サービス、保育サービス等の充実とともに、家庭の子育て力を高めるため、啓発、情報提供、相談事業等を実施します。また、地域全体で子育てをしていく体制づくりを促進します。

(2) 学校教育の充実

情報化、国際化などの社会経済環境の変化に対応し、子どもたち一人ひとりの個性と能力が発揮されるよう、よりきめ細かい学校教育を実現するため、家庭や地域の住民・団体との連携を図りつつ、幼稚園・小学校・中学校における学校教育の充実を図ります。

(3) 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学び、成長することができるまちを目指して、活動の基盤となる公共施設の利便性を高めるとともに、社会経済環境の変化に対応した学習事業の充実、市民の自発的な学習活動を支援します。

(4) 文化・スポーツ活動の推進

市民力を活かした個性豊かな文化の創出と「ふるさと生駒づくり」に向け、市民のニーズに応じた多様な文化活動の支援、文化財などの伝統文化の継承を図るとともに、市民が生涯健康で活力ある生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動を振興します。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

(1) 適切な土地利用の推進

地域の状況に応じた適切な土地利用を進め、自然とバランスよく調和した良好な住環境の維持・形成を図っていきます。また、生駒駅前北口再開発地区をはじめとした利便性の高い地区については、土地の高度利用を図ります。

なお、学研高山地区第2工区については、「自然環境との共生」を軸とした適切な土地利用の配置・誘導に努めます。

(2) 交通ネットワークの整備

本市の地理的条件や交通基盤の整備状況を勘案し、総合的な観点から市内交通網の整備、幹線交通網とのネットワーク化やバス等の公共交通機関の充実を進めるとともに、身近な生活道路の整備を進め、市民の利便性の向上を図ります。

(3) 環境配慮社会の構築

地球温暖化をもたらすエネルギーの削減や新たなエネルギーの利活用など、環境への影響を配慮した資源循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・行政が、自ら学び、責任を自覚し、行動を変えていきます。また、廃棄物の減量化・再使用・再資源化を進めるとともに、廃棄物の適切な処理を行います。

(4) 生活環境の整備

快適な生活環境を支える汚水処理施設（公共下水道、合併処理浄化槽^{※1}）の計画的な整備、生活排水対策による河川の水質改善を図るとともに、生活環境保全のため、地域の状況に応じた公害対策や美化の推進を図ります。また、水道事業の健全かつ効率的な経営を行います。

(5) 緑の保全と創出

本市が緑豊かな住宅都市であり続けるために、山地や樹林などの自然的資源を保全・活用し、次世代に引き継ぐとともに、新たな緑化により緑を創出し、市民と行政の協働により花と緑と自然のまちづくりを進めます。

※1 合併処理浄化槽:8 ページ参照

※2 地域完結型の医療体制:地域の診療所や病院などの各医療機関が役割を分担し、互いに連携しながら、その地域内の医療ニーズにすべて対応していくこと。

※3 ノーマライゼーション:障がい者や高齢者などが一般社会の中で、障がいのない人と同じように普通に生活することができる社会をつくるという考え方。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち

(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備

市民の様々な福祉的なニーズに対応していくため、地域内のコミュニケーションを活性化し、ボランティアや地域コミュニティや市民団体が連携することにより、相互扶助の精神を基本とする地域福祉基盤を強化します。

(2) 健康づくりの推進

すべての人が健康的な生活習慣を確立し、いつまでも健康で暮らせるよう、学校との連携、地域における自主的な活動の促進によって、各年齢層に応じた健康づくり活動や健康教育の充実を図るとともに、健康診査など疾病予防対策の充実を図ります。

(3) 医療サービスの充実

少子化や高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、新しく設置する市立病院を中核として地域完結型の医療体制^{※2}を構築するとともに、24時間体制の救急医療の充実を図り、誰もが安心して受けられる医療サービスを提供します。

(4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていくことができるよう、介護保険などの社会保障制度に基づく様々なサービスを実施します。また、高齢者の生活を支える持続可能な保健福祉サービスの運用を行います。

(5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施

ノーマライゼーション^{※3}を基本理念とし、障がい者が地域社会で暮らしていくことができるよう、障がい者（児）保健福祉サービスを実施するとともに、様々な社会活動への参画機会の充実を図ります。

(6) 人にやさしい都市環境の整備

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人にやさしいまちをつくるため、公共施設、道路、公共交通機関などにおけるバリアフリー^{※4}化を推進します。また、できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザイン（ユニバーサルデザイン^{※5}）に配慮したまちづくりを推進します。

※4 バリアフリー（化）：高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。元々は建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くという広い意味でも用いられる。

※5 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮された環境や建物、製品などのデザイン（設計）を指す。

(7) 地域防災体制の充実

道路・河川の整備をはじめ、ライフラインの強化、公共施設などの耐震化等により災害に強いまちづくりを推進し、広域的な連携により効率的・効果的な消防体制の確保を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、自主防災会などの地域住民と防災関係機関の連携による地域防災体制を構築します。

(8) 生活の安全の確保

市民の安全な生活を確保するため、地域住民と関係機関の連携によって、交通安全対策、地域防犯対策、通学安全対策の充実を図るとともに、消費者の暮らしを守るための施策等の推進を図ります。

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

(1) 学研都市との連携

学研都市の地区があるという本市の特性を活かし、奈良先端科学技術大学院大学や研究機関と連携しつつ、学術研究機能の集積を進め、知的資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。

(2) 農業の振興

大都市近郊農業としての生産機能と農地の保水・緑地機能としての役割を考慮しながら、「地産地消^{※1}」の推進などによって特色ある農業の振興を進めます。また、市民農園の運営などにより、地域住民との連携を図ります。

(3) 商業・工業の振興

地域経済の活性化や市内の就業機会の増加を図るため、大都市圏へのアクセス性や学術研究機関等が集積する学研都市の優位性を活かしながら、企業の積極的な誘致を推進するとともに、既存工業の活性化、商業の振興に取り組みます。

(4) 観光と多様な交流の促進

様々な歴史文化資源や大都市近郊で自然に恵まれた環境を活用し、これら資源のネットワーク化やPR活動の強化により、市の内外に広く情報発信を行い、観光の振興と市民レベルの多様な交流を促進します。

※1 地産地消:9 ページ参照